（浄化槽法の一部改正）

**第十一条**　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号ただし書中「第九十七条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

第五条第一項ただし書中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

**第十二条**　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、建築主事」を「、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事」に改め、同項ただし書中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）」を「同法」に改め、「第九十七条の二第一項」及び「第九十七条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十七条第四項及び第十項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

**第十三条**　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（建築主事」を「（建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事」に改め、同項ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第一項」及び「第九十七条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第五条第二項、第三項及び第五項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

**第十四条**　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者（以下「建築基準適合判定資格者検定合格者」という。）」を削る。

第四十七条第一号ハ中「又は建築基準適合判定資格者検定合格者」を削る。

別表第一号の中欄中「若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれら」を「又はこれ」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

**第十五条**　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表第九十条の二第一項及び第二項並びに第九十条の三第一項の項中「第二項」を「第四項」に改める。

（都市再生特別措置法等の一部改正）

**第十六条**　次に掲げる法律の規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

一　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十七第一項及び第二項、第四十五条の十四第四項並びに第四十五条の二十一第四項

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第六十八条第四項

三　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十六条第三項、第六十四条及び第八十四条第四項

（景観法の一部改正）

**第十七条**　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「建築基準法第四条第一項の建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

**第十八条**　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号中「建築主事を置く市町村又は特別区の区域に」を「建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域に」に改め、同号ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第一項」及び「第九十七条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十五条第二項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

第十七条第四項から第六項まで及び第八項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正）

**第十九条**　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「、建築主事」を「、建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事」に改め、同項ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第一項」及び「第九十七条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第六条第二項から第四項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

**第二十条**　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第十項第四号ロ中「第三条第十一項」を「第三条第十項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

**第二十一条**　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「を置かない」を「又は建築副主事を置かない」に改め、「第九十七条の二第一項及び「第九十七条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「を置く」を「又は建築副主事を置く」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第五十三条第一項中「（建築主事」を「（建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事」に改め、同項ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第一項」及び「第九十七条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第五十四条第二項から第四項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正）

**第二十二条**　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「建築主事を置く市町村の区域に」を「建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域に」に改め、同号ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第一項」及び「第九十七条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十二条第六項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加え、同条第七項及び第八項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十三条第一項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加え、同条第七項から第九項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第三十五条第二項から第四項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。